

土地・建物のオーナー様へ

お持ちの**土地**や**建物**を

# 保育園に活用しませんか？

～横浜市は保育所整備のための土地・建物を募集しています～

土地  
建物



資産  
活用

社会  
貢献



保育園

横浜市では、**保育施設の整備が必要な地域を定め、民間事業者への補助**を行い、整備を進めています。

しかし、整備のための**土地・建物が見つからず**、保育所を希望されても利用できない地域もあります。地域社会への貢献や資産活用として、そして**子どもたちのために、土地や建物を保育所に活用**していただける方を探しています！

## 認可保育所設置に向けた横浜市の対応

1

### 整備が必要な地域を指定し、待機児童対策を推進

横浜市では待機児童対策の一環として、就学前児童数の推移やマンション開発等の状況を踏まえ、保育ニーズが高く新たに保育施設の整備が必要と判断したエリアを「**整備が必要な地域**」や「**重点整備地域**」に指定し、保育施設の整備を進めています。

2

### 長期的な運営に向けた審査

保育所運営にあたり、**運営事業者**に対して必要な運営費を交付しています。また、保育施設の認可に際し、保育所運営に必要な**経済的基礎**があること、**財務内容の適正さ**等を審査しています。

3

### 整備費補助や運営費補助によるサポート

運営費のほか、認可保育所の整備にあたっては、保育所運営事業者に対し、内装整備費（改修費）や、整備期間中の賃借料を補助（補助期間5年、補助率1/2）します。※重点整備地域では更に手厚くなります。**事業者の負担を減らすことにより、保育所の長期運営をサポート**します。

○●お問合せ先●○

横浜市役所子ども青少年局保育対策課（横浜市役所13階）

電話 045(671)4469 FAX 045(550)3606

メール kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

※直接お越しいただく場合は、事前にご連絡をお願いします。



横浜市保育所等整備の概要についてはこちら

# 対象となる土地や建物の主な要件

## 必要となる面積の目安は？

認可保育所（0～5歳児）の場合、概ね敷地面積500㎡以上もしくは建物延床面積300㎡以上

小規模保育事業（0～2歳児）の場合、敷地面積150㎡以上もしくは建物延床面積100㎡以上となります。

## 整備できる場所は決まっているの？

「整備が必要な地域」として指定されている地域であることが必要です。

各整備事業募集時に更新をしているため、最新版を市ウェブサイトにてご確認もしくは表面お問い合わせ先までご連絡ください。（横浜市ウェブサイトでの「保育所 整備が必要な地域」で検索）

認可保育所の場合、原則として定員に見合った園庭が確保できることが条件となります。

（屋上も可。駅や公園が近くにあれば園庭の緩和を受けることができます。）

※ このほか様々な条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

## 注意事項

- ◆ 当該候補地での保育施設の整備にあたっては、「保育所等の物件情報提供サービス」等を用いた保育所運営事業者とのマッチングを行った後、保育所運営事業者が土地を借り受け保育所を整備、横浜市が認可を行うこととなります。
- ◆ 補助金や認可の各申請は、保育所運営事業者が行います。
- ◆ 賃借期間や賃料等の契約条件は、物件所有者と保育所運営事業者間の交渉により決定いただきます。
- ◆ 土地や建物の応募等に要した一切の経費について、横浜市は負担しません。

